

保護者各位

浦添市こども未来課

【咽頭結膜熱】【流行性角結膜炎】感染症に係る届出様式の変更について(周知)

平素より本市の幼児教育・保育へのご理解とご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。感染症に係る登園時の届出様式の変更についてお知らせいたします。

当該感染症について、学校保健安全法施行規則第3章第18条感染の種類において第2種に属され、アデノウイルスが要因となる「咽頭結膜熱（プール熱）」及び「流行性角結膜炎」に罹患し、再登園の際には、医師による意見書（医師が記入）をもって登園が可能とされてきました。

昨今、市内一部ではございましたが、アデノウイルス感染症の流行がございました。それに伴い、本市ならびに浦添市医師会と協議の結果、保護者の負担軽減、医療の逼迫を防ぐことを目的として、感染症にかかわる届出の方法を変更する運びとなりました。引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

この届出の方法につきましては、浦添市教育・保育施設（0～5歳児）のみの運用となりますことを申し添えます。（認可外保育施設も含まれます）

《感染症に係る届出の変更について》

【咽頭結膜熱（プール熱）】【流行性角結膜炎】の届出は、意見書から登園届（保護者記入）に変更する。